

令和7年8月6日からの大雨による災害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

このたびの大雨による災害により、令和7年8月10日に災害救助法が適用されたことにより、熊本労働局では、雇用保険失業給付の特例措置を下記のとおり実施します。

◎ 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

通常、一時的に離職し再雇用が予定されている場合には雇用保険受給の対象となりませんが、災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

災害救助法指定地域内の事業所が、事業所が災害を直接の原因として事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 対象者 「雇用保険に6か月以上加入している」等の要件を満たす方。
- 事業主の手続き 資格喪失届・離職票を作成し、ハローワークにご提出ください。
ハローワークは内容を確認し、離職票を交付します。
- 離職理由等の記載 離職理由欄には「令和7年8月6日からの大雨による災害により事業の継続が不可能となったことによる解雇（一時離職・再雇用予約あり）」と記載してください。資格喪失届の喪失原因は「2」を記載します。
- 離職した方の手続き 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×2.5cm）が必要です。
ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。
- 失業の認定・失業給付の支給 手続きの後、定められた認定日に来所していただく必要があります。
認定日から1週間以内に指定の口座に手当が入金されます。1回目の入金手続きからおおよそ4週間程度後になります。
※本特例措置の対象者については、失業の認定にあたり求職活動の実績は必要とされません。

本特例措置に基づいて基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、被保険者資格を取得しても、当該休業前の被保険者であった期間は通算されません。

ご不明な点はお近くのハローワーク又は熊本労働局職業安定課にお問い合わせください。